**第　　号議案　定款一部変更の件（１）**

別　紙

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第　　条の2　本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

【提案理由】

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

**第　　号議案　定款一部変更の件（２）**

▼提案の内容

　「第４章　取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

　第　　条の2　取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

【提案理由】

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去2回にわたり、8府県と4指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、令和元年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い4割を超える賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（３）**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第　　章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

　（代替電源の確保）

　 　第　　条　本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

【提案理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むＭ＆Ａの強化等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（４）**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第　　章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第　　条　本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

【提案理由】

　脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、

供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配

電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（５）**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第　　章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第　　条　本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

(1)論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

(2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない

制度の創設

(3)使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力

発電所を廃止する。

　　　3　前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力

会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

【提案理由】

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（６）**

▼提案の内容

　本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第　　章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第　　条　本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

【提案理由】

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（７）**

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の禁止）

第　　条の3　取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを

　　行わない。

【提案理由】

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（８）**

▼提案の内容

　「第４章　取締役及び取締役会」第２０条を以下の通り変更する。

（取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用）

　　　　第２０条　本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

【提案理由】

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

 　 また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観性及び透明性を高めるため、指名委員会等設置会社へ速やかに移行するとともに、取締役のうち社外取締役を過半数とすべきである。

**第　　号議案　定款一部変更の件（９）**

▼提案の内容

　「第４章　取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役退任後の嘱託報酬等の開示）

　　　　第　　条の3　取締役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

【提案理由】

　関西電力は、退任した取締役に対して、株主に開示することなく取締役在任時の報酬カット分を嘱託報酬として補てんしていたことが、明らかになった。

過去の補てん報酬は全額が速やかに会社に返還されることは当然のこととして、今後は、不透明な退任後の報酬の支払いを防止し、株主への説明責任を果たすために、取締役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を個別に開示すべきである。